

千葉市助産施設加算支弁額の基準等を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。）第22条第1項に規定する助産の実施を行った場合に市町村が支弁する費用のうち、児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号。）第4の2の表により算定される額（以下「交付基準額」という。）に加算して本市が支弁する額の基準を定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象経費及び加算支弁額の基準)

第2条 助産の実施に要する費用のうち、本市が交付基準額に加算して支弁する経費及び額は、次のとおりとする。

- (1) 分娩介助料 実費から交付基準額を控除した額。
- (2) 新生児入院料 新生児の入院、保育及び管理に要する費用（健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項の規定により厚生労働大臣が定めた算定方法の例により算定した額を限度額とする。）。ただし、新生児の介補を行った場合の費用が含まれる場合は、交付基準額を控除した額とする。

(請求の方法)

第3条 助産の実施を行った助産施設は、前条の規定により算定した額を当該妊産婦が退所した翌月の15日までに助産施設入所助産費用請求書（様式第1号）により市長に請求するものとする。ただし、この様式により請求することが困難な場合は、これに準ずる書式により請求することができるものとする。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。